

第80期事業概況 (2023年4月1日～2024年3月31日)

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	2023年3月末	2024年3月末
(資 産 の 部)		
現 金	6,455	6,187
預 け 金	117,840	122,168
買 入 金 銭 債 権	251	179
金 銭 の 信 託	2,000	3,000
有 価 証 券	291,758	277,321
国 債	230,695	242,556
地 方 債	46,258	22,041
社 債	1,220	843
株 式	1,733	1,730
そ の 他 の 証 券	11,851	10,148
貸 出 金	79,165	79,108
割 引 手 形	450	460
手 形 貸 付	9,909	10,586
証 書 貸 付	64,086	63,010
当 座 貸 越	4,719	5,050
そ の 他 資 産	2,387	3,120
未 決 済 為 替 貸	51	97
信 金 中 金 出 資 金	1,820	2,480
未 収 収 益	464	498
そ の 他 の 資 産	50	44
有 形 固 定 資 産	6,167	6,252
建 物	3,129	3,879
土 地	1,981	1,981
建 設 仮 勘 定	808	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	248	390
無 形 固 定 資 産	122	129
ソ フ ト ウ ェ ア	12	19
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	110	110
前 払 年 金 費 用	1,531	2,044
繰 延 税 金 資 産	3,937	7,468
債 務 保 証 見 返	1,063	1,315
貸 倒 引 当 金	△ 2,572	△ 2,952
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,869)	(△ 1,928)
資 産 の 部 合 計	510,109	505,344

科 目	2023年3月末	2024年3月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	463,091	466,569
当 座 預 金	8,299	8,712
普 通 預 金	169,132	177,842
貯 蓄 預 金	1,101	1,043
通 知 預 金	234	40
定 期 預 金	269,603	264,929
定 期 積 金	12,768	11,728
そ の 他 の 預 金	1,951	2,272
そ の 他 負 債	657	713
未 決 済 為 替 借	66	151
未 払 費 用	163	140
給 付 補 て ん 備 金	2	1
未 払 法 人 税 等	223	248
前 受 収 益	95	97
払 戻 未 済 金	4	4
職 員 預 り 金	39	42
そ の 他 の 負 債	63	25
賞 与 引 当 金	91	97
退 職 給 付 引 当 金	389	400
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	236	251
責 任 共 有 制 度 損 失 引 当 金	100	116
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14	15
債 務 保 証	1,063	1,315
負 債 の 部 合 計	465,644	469,480
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	595	591
普 通 出 資 金	595	591
利 益 剰 余 金	51,971	52,559
利 益 準 備 金	600	595
(利益準備金限度超過積立金)	(4)	(4)
そ の 他 利 益 剰 余 金	51,371	51,964
特 別 積 立 金	50,000	50,000
(経営安定積立金)	(7,000)	(7,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,371	1,964
会 員 勘 定 合 計	52,567	53,151
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,102	△ 17,287
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,102	△ 17,287
純 資 産 の 部 合 計	44,465	35,864
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	510,109	505,344

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～47年
 その他 3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。さらに、これに加えて、要注意先債権のうち一定の要件に該当する債権に対しては、必要と認める額を計上しております。

上記以外の（「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する）債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力のもとに資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、採用している退職金の制度ごとに必要額を求め、計上しております。

(1) 採用している退職給付会計の概要

確定給付型の制度として、総合設立型の厚生年金基金制度、確定給付型年金制度（キャッシュ・バランス・プラン（平成17年4月より移行））、確定拠出型年金制度（令和5年10月1日において勤続年数が27年未満の職員を対象に令和5年10月より確定給付型年金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。

また、職員の早期退職等に際し、退職給付会計に係る退職給付債務の対象とされない加算退職金を支払う場合があります。

なお、平成17年4月に改正した確定給付型年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）の改正前の適格退職年金制度の設定時期は昭和47年、また退職一時金制度は昭和56年であります。

当金庫は、令和5年10月1日に令和5年10月1日において勤続年数が27年未満の職員を対象として、確定給付型年金制度から確定拠出型年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号平成19年2月7日）を適用しております。これに伴い、当該対象者に係る退職給付制度の終了の処理を行っております。

(2) 退職給付債務に関する事項

イ. 総合設立型の厚生年金基金制度

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937	百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192	百万円
差引額	△ 89,255	百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分） 0.2751 %

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金52百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

ロ. 確定給付型年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）（令和5年10月1日において勤続年数が27年以上の職員を対象）

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生年度の翌事業年度から）損益処理

ハ. 退職一時金制度

「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

二. 確定拠出型年金制度（令和5年10月1日において勤続年数が27年未満の職員を対象）

当金庫の確定拠出型年金制度への要支出額は、10百万円であります。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 責任共有制度損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,952 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 8,033 百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 45 百万円
 17. 有形固定資産の減価償却累計額 9,922 百万円
 18. 有形固定資産の圧縮記帳額 6 百万円
(当期圧縮記帳額 - 百万円)
 19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 911 百万円 |
| 危険債権額 | 3,255 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 174 百万円 |
| 合計額 | 4,341 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は460百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	4,701	百万円
預け金	10,000	百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金8,000百万円を差し入れております。

22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は14百万円
であります。

23. 出資1口当たりの純資産額 3,032円59銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に国内外の公共債であり、その他有価証券、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常務会や理事会にて、協議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、統括監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

ロ. 市場リスクの管理

①金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規程及び要領等において、リスク管理手法等を明記しており、理事会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認を行っており、必要ある場合は、理事会に付議または報告を行っております。日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握しギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで資金運用事前協議会（実質のA L M委員会に相当）へ報告しております。

②為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、継続的なモニタリングを行い、定期的に資金運用事前協議会へ報告しております。

③価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L Mに関する規程及び要領等に従い行われております。

市場運用商品の購入については、理事会で承認された方針に基づき資金証券部で行っており、専決権限、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、常務会及び資金運用事前協議会において定期的に報告されております。

④市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、債券及び株式等であります。

当金庫では、これら金融資産の市場リスク量をVaRにより週次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散共分散法（保有期間 250営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,457百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化等も考慮に入れて流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金 (*1)	122,168	122,185	17
(2) 有価証券	277,264	274,123	△ 3,140
満期保有目的の債券	45,913	42,772	△ 3,140
その他有価証券	231,351	231,351	—
(3) 貸 出 金 (*1)	79,108	79,189	81
貸倒引当金 (*2)	2,940	2,940	
	76,168	76,249	81
金 融 資 産 計	475,600	472,558	△ 3,042
預 金 積 金 (*1)	466,569	466,358	△ 210
金 融 負 債 計	466,569	466,358	△ 210

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（スワップ金利等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. 及び27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップ金利等）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（スワップ金利等）を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	52
組 合 出 資 金 (*2)	4
信 金 中 金 出 資 金 (*1)	2,480
合 計	2,536

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金 (*1)	20,000	70,000	—	—
有 価 証 券	22,284	2,192	12,351	269,908
満期保有目的の債券	—	—	—	46,000
その他有価証券のうち 満 期 が あ る も の	22,284	2,192	12,351	223,908
貸 出 金 (*2)	17,922	21,225	13,352	20,353
合 計	60,206	93,417	25,703	290,261

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (*)	450,883	13,549	2,018	117
合 計	450,883	13,549	2,018	117

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	3,003	3,022	19
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他の証券	—	—	—
	小 計	3,003	3,022	19
時価が貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	42,910	39,750	△ 3,160
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他の証券	—	—	—
	小 計	42,910	39,750	△ 3,160
合 計	計	45,913	42,772	△ 3,140

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	1,678	479	1,198
	債 券	47,081	46,526	554
	国 債	24,628	24,116	511
	地 方 債	22,041	21,999	42
	社 債	411	409	1
	その他の証券	9,176	7,690	1,485
	外国証券	8,103	6,814	1,289
	その他の証券	1,072	876	196
	小 計	57,935	54,696	3,238
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	172,447	199,553	△ 27,106
	国 債	172,014	199,117	△ 27,103
	地 方 債	—	—	—
	社 債	432	435	△ 2
	その他の証券	968	997	△ 29
	外国証券	968	997	△ 29
	その他の証券	—	—	—
小 計	173,415	200,551	△ 27,136	
合 計	計	231,351	255,248	△ 23,897

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	—	—	—
債 券	2,178	128	—
国 債	2,178	128	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他の証券	2,557	372	—
外国証券	2,557	372	—
その他の証券	—	—	—
合 計	4,735	500	—

28. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,744百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が13,085百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	676	百万円
減価償却費	413	
退職給付引当金	110	
役員退職慰労引当金	69	
信用保証協会責任共有制度引当金	32	
未払事業税	16	
その他有価証券評価差額金	6,638	
その他	82	
繰延税金資産小計	8,039	
評価性引当額	△ 5	
繰延税金資産合計	8,033	
繰延税金負債		
前払年金費用	565	
繰延税金負債合計	565	
繰延税金資産の純額	7,468	百万円

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

稚内信用金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事および非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、稚内信用金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法を規程で定めております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含み181百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は3名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」157百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

なお、2023年度は、賞与の支払いはありませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

稚内信用金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、稚内信用金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、稚内信用金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。